

令和4年9月5日

千葉市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 本澤 陽一 様

千葉市個人情報保護法施行条例検討部会  
部会長 下井 康史

千葉市個人情報保護法施行条例検討部会における審議の結果について（報告）

当部会にて、審議した結果、下記のとおり報告します。

## 記

### 1 審議事項

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の改正に伴う千葉市における個人情報保護制度の見直しに係る以下の内容について

- (1) 改正後の個人情報保護法において個人情報保護法を施行するための条例（以下「施行条例」という。）で定める必要があるとされている事項について
- (2) 改正後の個人情報保護法において施行条例で定めることができるとされている事項及び施行条例で定めることが妨げられるものではないとされている事項について
- (3) 改正後の個人情報保護法の施行に伴う千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例（平成17年条例第2号）の改正について
- (4) その他個人情報保護制度の見直しにおいて検討が必要な事項について

### 2 審議の内容

- (1) 個人情報保護制度の見直しに係る1（1）～（4）の事項について、事務局からの説明を受け、見直しの方向性について確認し、意見交換を行った。
- (2) 部会における意見により、見直しの方向性について事務局（案）から変更したもののについては、別紙1のとおり。

### 3 部会の意見

別紙2 答申案のとおり

### 4 審議経過

- (1) 令和4年8月10日 第1回検討部会
- (2) 令和4年8月22日 第2回検討部会